

三、会社ハ解雇手當其ノ他一切ノ費用ヲ念メテ金參千參百圓也
ヲ爭議團ニ支拂フモノトス

但シテ百圓ハ大坂ヨリ領收シタル金ヲ充當スルニト
金壹千六百圓ハ社納久ニ郎ヨリ支拂フモノトス

金壹千圓ハ安松好一ヨリ支拂フモノトス

右金額ハ十二月卅日云々大森警察署ニ於テ支拂フモノトス

四、金策ニ作工場内物品ノ取出シハ社納久ニ郎ノ自由ニルコト

五、現在会社ノ社宅ニ居住セル従業員ハ昭和七年一月卅一日限

リ異議ナク速カニ明渡スコト

右及申(通) 秋假也

勞務第四八二九號

昭和六年十一月六日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長 官殿

6. 11. 10
3197

松本商店ノ勞働爭議ニ関スル件 (解決)

業者ハ七月三日労働ノ会見ニ於テ爭議費用百三十圓ヲ支給スルコトニテ解決セリ

標記労働爭議ハ其ノ後組合側ハ持久戰ヲ以テ抗争スヘク爭議團
本部ヲ設置シ抗争中ナリシカ事業主側ハ其ノ後稍態度ヲ緩和シ
テ爭議團側トノ會見ヲ申込シテ未尚實代表會見交渉中ノ処十月
三日松本方ニ階ニ於ケル交渉ノ結果別記規定条項ニヨリ円滿解
決スルニ至リ